

令和 8 年度函館市生活交通改善事業計画
(ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業)

資料 2

令和 8 年 (2026 年) 8 月 日
(名称) 函館市地域公共交通協議会
(代表者名) 会長 佐々木 恵一

1. 生活交通改善事業計画の名称
令和 8 年度函館市生活交通改善事業計画 (ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業)
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
ユニバーサルデザインタクシー等 (福祉タクシー車両を含む。以下同じ。) の導入は、高齢者や障がい者をはじめとした多様なタクシー利用者の移動の利便性や安全性の向上に寄与する公共性の高い事業であり、今後においても誰もが利用しやすい環境を整備するため、導入を促進する必要がある。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
(1) 事業の目標
令和 8 年 8 月 1 日現在、函館市内に主な営業所を置くタクシー事業者が運行するユニバーサルデザインタクシーの台数は 134 台であり、タクシー車両全体の 19.94% となっている。今後もユニバーサルデザインタクシーの導入を促進するため、令和 8 年度中にユニバーサルデザインタクシー 20 台を導入する。 なお、函館市を含む函館交通圏が、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 (平成二十一年法律第六十四号)」に基づく準特定地域としての指定を受けていることから、ユニバーサルデザインタクシー車両の導入にあたっては現行車両との代替によるものとする。
(2) 事業の効果
函館市内においてタクシーを利用するすべての人が快適に移動できるようになるほか、特に高齢者や障がい者等にとっては、移動に係る身体への負担が軽減され、移動の円滑化が図られる。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
事業の内容：実施事業者 (補助対象事業者)
(内容) ユニバーサルデザインタクシー 20 台 函館交通 (株) (株) 桔梗ハイヤー 道南ハイヤー (株) 東海ハイヤー (株) 函館第一交通 (株) (株) 函館第一交通 3 台 (レベル 1 : 1 台, レベル準 1 : 2 台) 3 台 (すべてレベル 1) 5 台 (すべてレベル 1) 4 台 (すべてレベル 1) 2 台 (すべてレベル 1) 3 台 (すべてレベル 1)
(実施事業者 (補助対象事業者) の身体・知的・精神の 3 区分における運賃割引率について) 別紙のとおり

令和8年度（当該年度）

※総事業費については見込み額を記載。

※市負担（補助金）額は、
レベル１・２：１台あたり３０万円、
レベル準１：１台あたり２０万円として記載。

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

7. 協議会の開催状況と主な議論

7. 協議会の開催状況と主な議論

令和3年8月13日	令和3年度第2回函館市生活交通協議会（書面協議）を開催 令和3年度函館市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業）を承認
令和4年4月25日	函館市生活交通協議会の後継となる函館市地域公共交通協議会を設立
令和4年6月24日	令和4年度第2回函館市地域公共交通協議会を開催 令和4年度函館市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業）を承認
令和5年8月28日	令和5年度第2回函館市地域公共交通協議会を開催 令和5年度函館市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業）を承認
令和6年7月12日	令和6年度第3回函館市地域公共交通協議会を開催 令和6年度函館市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業）を承認
令和7年8月22日	令和7年度第3回函館市地域公共交通協議会を開催 令和7年度函館市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業）を承認
令和8年8月 日	令和8年度第2回函館市地域公共交通協議会を開催 令和8年度函館市生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業）を承認（予定）

8. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	北海道渡島総合振興局地域創生部， 北海道渡島総合振興局函館建設管理部
関係市区町村	函館市企画部，土木部，港湾空港部
交通事業者・交通 施設管理者等	函館バス(株)，函館市企業局交通部，北海道旅客鉄道(株)、 道南いさりび鉄道(株)，(一社)函館地区ハイヤー協会， 函館地区バス協会，函館地区交通運輸産業労働組合協議会， 北海道開発局函館開発建設部，北海道警察函館方面本部， 北海道警察函館方面函館中央警察署， 北海道警察函館方面函館西警察署
地方運輸局	北海道運輸局鉄道部，北海道運輸局函館運輸支局
その他協議会が 必要と認める者	函館工業高等専門学校，公立はこだて未来大学，函館大学， 函館市町会連合会，函館市社会福祉協議会，函館市女性会議

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道函館市東雲町4番13号
(所 属) 函館市企画部計画推進室新幹線・地域交通政策課
(氏 名) 小島 絵美
(電 話) (0138) 21-3625
(e-mail) bus@city.hakodate.hokkaido.jp

(別紙) 実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における
運賃割引率について

	事業者名	身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	その他
1	(株)桔梗ハイヤー	1 割引	1 割引	1 割引	—
2	道南ハイヤー(株)	1 割引	1 割引	—	高齢者割引（1割引）
3	函館交通(株)	1 割引	1 割引	—	—
4	東海ハイヤー(株)	1 割引	1 割引	—	高齢者割引（1割引）
5	函館第一交通(株)	1 割引	1 割引	—	—
6	(株)函館第一交通	1 割引	1 割引	—	—
7					
8					
9					
10					

上記のほか、函館市において以下内容の重度身体障害者等タクシー料金助成事業を実施。

対象：一定の基準を満たす身体障害者および知的障害者

助成内容：タクシー運賃の基本料金を助成する乗車券を、年間36回を上限として交付